国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和８年１１月１２日
中 部 地 方 整 備 局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名：川北電気工業　株式会社
　　業者の住所：愛知県名古屋市中区栄４丁目６番２５号

２．指名停止措置期間：令和８年１１月１２日から令和８年１２月１１日まで（１ヵ月）

３．指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

４．事　実　概　要：
　川北電気工業（株）が二次下請として受注の準備を進めていた愛知県大府市における空調機増設工事の見積前の現地調査において、令和７年８月２５日、分電盤内の電流測定作業を実施していた同社作業員が何らかの原因で充電電路部に触れたことで感電し死亡する事故が発生した。
　この件について、感電の危険が生ずるおそれがあったのに、危険を防止するために必要な措置を講じず、作業員を死亡させたとして、令和８年４月１０日、半田簡易裁判所から、同社に対し労働安全衛生法違反により罰金３０万円、同社社員１名に対し労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により罰金３０万円の略式命令が下され、それぞれの刑が確定している。

５．指名停止措置理由：
　上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第２第１５号（不正又は不誠実な行為）に該当する。
　よって、本件の指名停止期間は、１ヵ月とする。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第２＞

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） 15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １ヵ月以上９ヵ月以内

配 布 先　中部地方整備局記者クラブ

○問い合わせ先　総務部　契約課長　宮本　貴史
　　課長補佐　渡久地　真紀子　　電話番号（０５２）９５３－８１３８